

第4章 計画の方向性



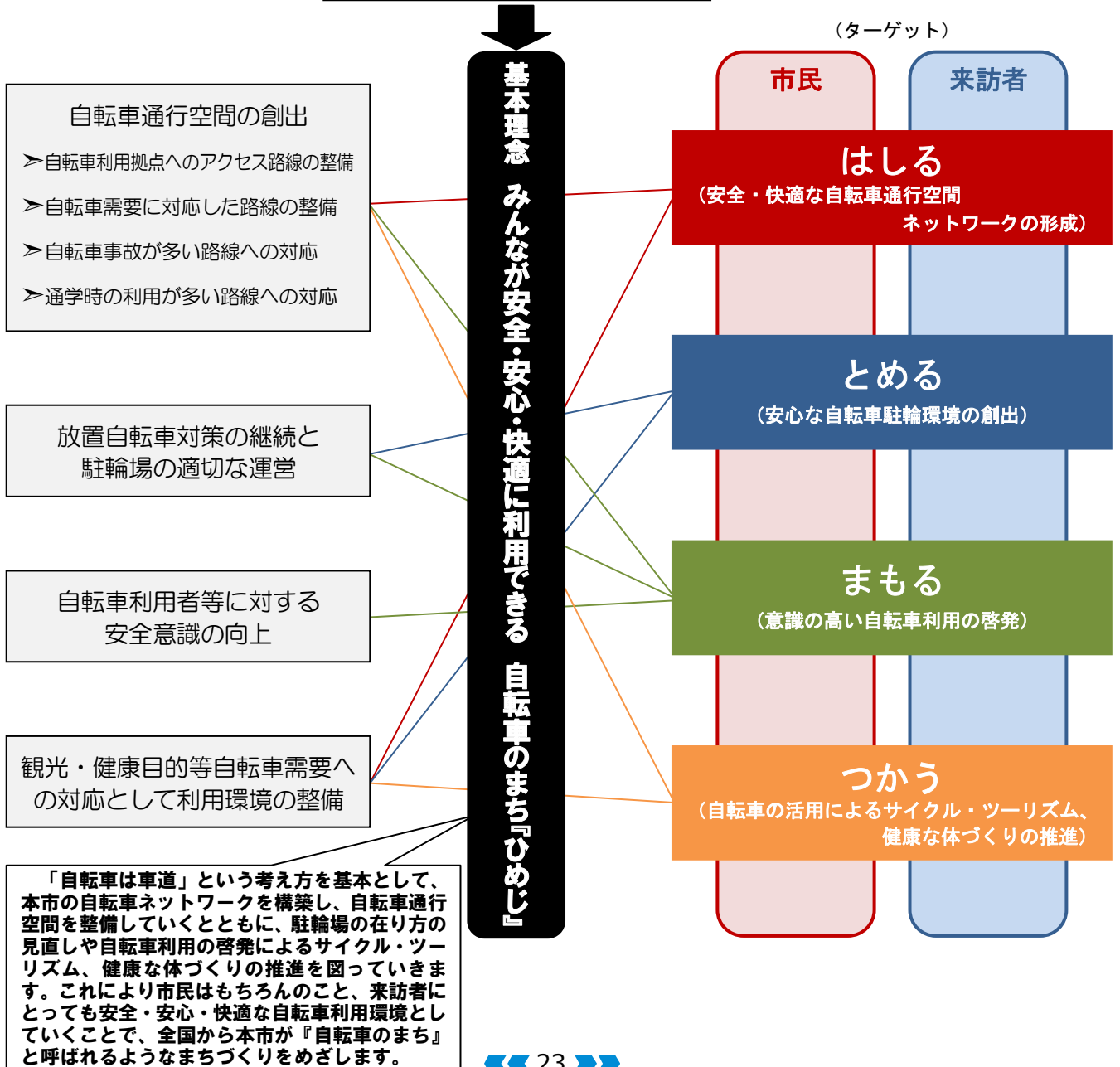
4.1 計画の方向性（基本理念）

前章においてとりまとめた自転車交通の課題を踏まえて、自転車利用環境の向上をめざすために、本計画の方向性を定めます。

本市における主な自転車利用者である「市民」および「来訪者」を本計画のターゲットとしたうえで、計画の方向性を「はしる（安全・快適な自転車通行空間ネットワークの形成）」「とめる（安心な自転車駐輪環境の創出）」「まもる（意識の高い自転車利用の啓発）」「つかう（自転車の活用によるサイクル・ツーリズム、健康な体づくりの推進）」の4つに定めます。

< 計画の方向性（基本理念） >

【 今後の課題（P. 21 参照） 】 上位計画（姫路市総合交通計画） 【 計画のターゲットと方向性 】



4.2 基本方針

基本理念である「みんなが安全・安心・快適に利用できる 自転車のまち『ひめじ』」の実現に向けて、計画の方向性で示した4つの基本方針に対して、それぞれの具体的な内容について以下に示しています。

< 基本方針 >

基本方針1:安全・快適な自転車通行空間ネットワークの形成（はしる）

近年高まりを見せている自転車利用に対して、本市では一部車道通行を原則とした自転車通行空間の整備を進めていますが、全市的にみるとまだまだ整備が足りない状況となっています。

このことから、自転車需要を考慮した上で自転車ネットワークを形成し、誰もがわかりやすい・通しやすい自転車通行空間を整備することで、自転車の歩道利用から車道利用への転換をしていただくことをめざします。

基本方針2:安心な自転車駐輪環境の創出（とめる）

本市では、市内の駅周辺を中心に駐輪場の整備を進めており、姫路駅周辺を中心に一定の効果が現れ、放置自転車も減少傾向をみせています。

このことから、本市と事業者が連携して自転車ニーズに応じた駐輪場の整備や運営管理の在り方を見直していくとともに、残されている放置自転車に対する規制強化や啓発・指導を行っていくことで、安心して駐輪でき、かつ歩行者や自転車の通行場所に放置自転車のないような自転車駐輪環境の創出をめざします。

基本方針3:意識の高い自転車利用の啓発（まもる）

自転車利用者の交通ルールやマナーの向上を図るためには、自転車通行空間などのハード面の整備だけでなく、自転車の車道通行や左側通行の周知などのソフト面での対策も必要となります。また、環境負荷の軽減や災害時の移動手段として、自転車の活用は有効な手段となります。

このことから、引き続き自転車利用者の交通ルールやマナーの啓発活動の実施や、自転車事故を未然に防ぐための自転車の乗り方教室への積極的な参加や、自転車保険への加入など、事故への備えの充実に向けて進めていきます。また、環境面や災害面でも自転車を積極的に活用していくことで、自転車利用に対する意識の改善をめざします。

基本方針4:自転車の活用によるサイクル・ツーリズム、健康な体づくりの推進（つかう）

本市は、自転車通行環境整備や各種イベント・健康増進を目的とした対策を行っているような自転車先進都市と比べ、自転車を活用した具体的な取り組みがあまり進められていない状況にあります。

このことから、本市の観光資源を生かした自転車での周遊環境の整備や、自転車を持っている方はもちろんのこと、自転車を持っていない方でもサイクリングが楽しめるような取り組みを進めることで、全ての方が自転車を使って観光を楽しめるようなまちをめざします。加えて、通勤時などの日常における自転車利用を推進していくことで、市民の健康的な体づくりをサポートしていきます。

4.3 施策体系

基本理念の実現をめざし、「安全・快適な自転車通行空間ネットワークの形成（はしる）」
 「安心な自転車駐輪環境の創出（とめる）」「意識の高い自転車利用の啓発（まもる）」「自
 転車の活用によるサイクル・ツーリズム、健康な体づくりの推進（つかう）」の4つを基本方
 針として、以下の施策の方向性の項目に従って事業を展開していきます。

< 施策体系 >

基本理念	基本方針	施策の方向性	事業	ページ番号
みんなが安全・安心・快適に利用できる 自転車のまち『ひめじ』	安全・快適な自転車通行空間ネットワークの形成（はしる）	1 自転車通行空間の創出	1-1 自転車ネットワーク路線の整備	26
			1-2 自転車ネットワーク路線以外の安全対策	46
	安心な自転車駐輪環境の創出（とめる）	2 駐輪場の整備	2-1 駐輪場の整備	48
			3 放置自転車対策の推進	3-1 放置自転車の撤去及び自転車等放置禁止区域の拡大
	意識の高い自転車利用の啓発（まもる）	4 安全な自転車利用の啓発		3-2 放置自転車防止のための啓発活動の実施
			4-1 自転車の乗り方教室・交通安全教室の拡充	50
			4-2 自転車利用ルール・マナー向上のための啓発活動の実施	50
			4-3 自転車利用に対する指導・取締りの実施	51
			4-4 標識・路面表示等による自転車通行禁止エリアの明示	51
	5 自転車事故に対する備えの推進	4-5 自動車等運転者への啓発	52	
		5-1 自転車保険加入義務の周知及び加入促進	54	
5-2 自転車点検整備の促進		54		
6 自転車活用による環境負荷の軽減	7 災害時における自転車活用の推進	5-3 交通事故多発箇所の周知	55	
		6-1 自転車を用いた環境配慮活動の促進	56	
自転車の活用による サイクル・ツーリズム、 健康な体づくりの推進 （つかう）	8 自転車を活用した姫路駅・姫路城 周辺の周遊促進	7-1 災害時による自転車の活用	56	
		8-1 シェアサイクルの拡充	57	
	9 気軽にサイクリングできる環境づくり	8-2 姫路駅周辺の近距離サイクリングマップの作成	58	
		9-1 レンタサイクルの拡充	59	
		9-2 地域をつなぐ広域のサイクリングコースの情報発信	60	
	10 自転車を通じてはりに人が集まる 仕掛けづくり	9-3 工具の貸出等が可能なサイクルエイドステーションの整備・拡充	61	
		10-1 観光事業等と連携したサイクリングイベントの開催支援	62	
11 自転車活用による健康の増進	10-2 ホームページ等による情報発信	63		
	11-1 自転車を用いた健康づくりに向けた取組推進	64		